

奈労基発0830第1号
令和6年8月30日

関係各位

厚生労働省奈良労働局労働基準部長



奈良県最低賃金の改正決定に係る広報について（お願い）

平素は、労働行政の運営に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、奈良県最低賃金は、奈良地方最低賃金審議会の調査審議を経て、本年10月1日から時間額986円に改定することになりました。

最低賃金は、労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしており、その履行確保のためには、制度や金額を周知広報することが、大変重要と考えておりますので、今回の改正決定の内容につきまして、貴団体の広報紙（誌）にご掲載いただく等、奈良県最低賃金の周知広報にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、奈良県内の中小零細規模の事業所が円滑に賃金の引上げに取り組めるよう、奈良労働局では支援策として「業務改善助成金」等の活用をご案内しておりますので、こちらも奈良県最低賃金とあわせて周知広報をお願い申し上げます。

なお、広報文例を同封するとともに、奈良労働局のホームページからダウンロードできますのでよろしければご活用ください。ご掲載いただいた記事等につきまして、後日、郵便等によりお送りいただければ幸いです。

例年お送りしています広報用ポスター、リーフレットにつきましては、後日、別便にてお送りいたします。

貴団体及び関連団体が民間企業へ業務委託を行っている場合は、奈良県最低賃金の改定に際し、業務委託先において最低賃金法違反が生じることのないようご配慮をお願い申し上げます。

【 問合せ先 】

奈良労働局労働基準部賃金室

〒630-8570

奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎

電 話 0742-32-0206

賃金室メール chinginshitsu-narakyoku@mhlw.go.jp

文例 1

奈良県最低賃金

986円

令和6年10月1日発効



奈良労働局・労働基準監督署

文例 2

奈良県最低賃金

令和6年
10月1日発効

確認しよう、最低賃金!

時間額 **986円**

奈良労働局・労働基準監督署

文例 3

奈良県最低賃金が改定されました

奈良県最低賃金 時間額 986円

【発効日】令和6年10月1日

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

奈良労働局賃金室 0742-32-0206

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください
問合せ先 コールセンター 0120-366-440

文例 4 奈良県の最低賃金

確認しよう、最低賃金!

都道府県（地域別）最低賃金	
奈良県最低賃金	時間額 986円 (令和6年10月1日発効)
特定（産業別）最低賃金	
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 986円 (令和6年10月1日から 奈良県最低賃金を適用)
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	
奈良県自動車小売業最低賃金	日額6,527円 (平成元年1月25日発効) 時間額 986円 (奈良県最低賃金を適用)
奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金	

- ・奈良県最低賃金は、正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。ただし、奈良県最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。
- ・最低賃金には精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- ・月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

奈良労働局賃金室 0742-32-0206

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください。問合せ先 コールセンター 0120-366-440

奈良県最低賃金

確認しよう、最低賃金!

時間額 **986円**

(令和6年10月1日発効)



奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

奈良労働局賃金室 0742・32・0206

奈良県最低賃金

時間額 **986円**

(令和6年10月1日発効)

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用を先にご検討ください
0120・コールセンター
440

奈良県の最低賃金

確認しよう、最低賃金!



地域別最低賃金	
奈良県最低賃金 (令和6年10月1日 発効)	時間額 986円
特定最低賃金	
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 986円 (令和6年10月1日 から奈良県最低賃金を適用)
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	
奈良県自動車小売業最低賃金	
奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金 (平成元年1月25日 発効)	日額 6527円 時間額 986円 (令和6年10月1日 から奈良県最低賃金を適用)

・奈良県最低賃金は、奈良県内で働くすべての人に適用されます。ただし、奈良県最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。

・最低賃金には精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
・月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

奈良労働局・労働基準監督署